

策定:令和3年 9月

変更:

奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道空知郡奈井江町

目 次

1. 基本的な事項	
(1) 奈井江町の概況	1
① 奈井江町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
② 奈井江町における過疎の状況	2
③ 奈井江町社会経済的発展の方向	3
(2) 奈井江町における人口及び産業の推移と動向	3
① 人口の推移と動向	3
② 産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
① 行 政	6
② 財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	14
① 定住の促進	14
② 地域間交流の促進	14
(2) その対策(整備目標)	14
(3) 計 画	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	14
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	15
① 農 業	15
② 林 業	15
③ 工 業	15
④ 創業の促進	16
⑤ 商 業	16
⑥ 観 光	16
(2) その対策(整備目標)	16
(3) 計 画	18
(4) 産業振興促進事項	19
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	20
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	21
① 情報化の推進	21
(2) その対策(整備目標)	21
(3) 計 画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	21

5. 交通施設の整備、交通手段の確保		
(1) 現況と問題点	_____	22
① 道路	_____	22
② 雪処理	_____	22
③ 公共交通機関	_____	22
(2) その対策(整備目標)	_____	22
(3) 計画	_____	23
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	24
6. 生活環境の整備		
(1) 現況と問題点	_____	25
① 上水道	_____	25
② 下水道	_____	25
③ 環境衛生	_____	25
④ 消防・防災・交通安全	_____	25
⑤ 住宅・宅地	_____	25
⑥ 地球温暖化対策	_____	25
⑦ 公共施設等の維持	_____	25
⑧ 公園・緑化の推進	_____	26
(2) その対策(整備目標)	_____	26
(3) 計画	_____	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	28
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
(1) 現況と問題点	_____	29
① 児童福祉	_____	29
② 高齢者福祉	_____	29
③ 障がい福祉	_____	29
④ 保健事業	_____	30
(2) その対策(整備目標)	_____	30
(3) 計画	_____	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	33
8. 医療の確保		
(1) 現況と問題点	_____	34
(2) その対策(整備目標)	_____	34
(3) 計画	_____	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	35
9. 教育の振興		
(1) 現況と問題点	_____	36
① 学校教育	_____	36
② 社会教育	_____	36
③ 社会体育	_____	36
(2) その対策(整備目標)	_____	37
(3) 計画	_____	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	39

10. 集落の整備		
(1) 現況と問題点	_____	40
(2) その対策(整備目標)	_____	40
(3) 計 画	_____	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	40
11. 地域文化の振興等		
(1) 現況と問題点	_____	41
① 国際交流	_____	41
② 地域の活性化	_____	41
(2) その対策(整備目標)	_____	41
(3) 計 画	_____	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	42
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項		
(1) 現況と問題点	_____	43
① 行財政改革の推進	_____	43
② 広域行政の推進	_____	43
(2) その対策(整備目標)	_____	43
(3) 計 画	_____	44
事業計画(令和3年度～7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	_____	45

1. 基本的な事項

(1) 奈井江町の概況

① 奈井江町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア. 自然的条件

本町は、道央空知の中心部、石狩平野のやや北部に位置し、東は夕張山系で芦別市と上砂川町、西は石狩川で浦臼町と新十津川町、南は美唄市、北は砂川市にそれぞれ接し、東西18.9km、南北9.9kmの広がりをもっている。総面積は88.19㎢を有し、そのうち55%が豊かな森林に覆われている。気候は、比較的内地性で最高気温30℃前後、最低気温はマイナス20℃前後、積雪は11月下旬から見られ、1.2m前後となる。

イ. 歴史的、社会的条件

本町は、明治22年に上川道路（今の国道12号）が完成し、官設駅通が設置されたのが町の始まりと位置付けられている。昭和19年4月1日、砂川町より分村、昭和25年9月1日に町制を施行している。

明治26年、本町で始めて水稻が試作され、農業を中心とした開発が進められた。一方で、住友奈井江砒が試掘を始めて以来、次々と石炭産業が進出し、農業のまちから農商砒のまちへと変貌し発展を続けてきた。しかし、昭和38年に急激なエネルギー需給構造の変革によって、14山あった炭砒が次々と閉山し、昭和48年には皆無となり、人口流失による過疎化が始まった。

この対策として、企業誘致に積極的に取り組んだ結果、製造業を主とする企業の進出により、従来の農商砒のまちから、農商工のまちへと変貌した。

ウ. 経済的條件

本町は、JR函館本線と国道12号が中央部を、東部山手沿いに高速自動車道が南北に縦貫し、道都札幌市へ68km、旭川市へ69kmの距離で結ばれている。

また、東西には、上砂川町、歌志内市、赤平市に至る道道赤平奈井江線、浦臼町に至る道道奈井江浦臼線など、道道5路線があり、これら幹線道路を主軸として碁盤の目に配置された町道が連携し、近隣市町村と有機的に繋がっている。

美唄市と当町にまたがる道内最大の内地型工業団地として昭和59年に分譲を開始した空知団地は、景気低迷や生産拠点の海外移転等から、企業の立地は依然として厳しい状況にあり、団地の多面的な活用策を検討することが必要となっている。

② 奈井江町における過疎の状況

ア. 過疎現象の実態とその原因

炭鉱最盛期の昭和35年（国調）には、18,458人を数えた人口も閉山後の昭和50年（国調）には、8,891人にまで急減し、平成27年（国調）では、5,674人となり、ここ数年も毎年減少を続けている。また、平成27年の年齢構造をみると、年少人口（0～14歳）516人（9.1%）、生産年齢人口（15～64歳）2,945人（51.9%）、老年人口（65歳以上）2,212人（39.0%）となっており、少子高齢化が顕著である。

これら人口減少の主な原因は、昭和40年代の石炭産業の衰退に加え、農業の近代化、規模拡大、後継者不足、農作物価格の低迷など、農業情勢の変革が上げられるほか、地元における就業機会の減少や就学等による若年者の人口流失が上げられる。

イ. 過疎対策の成果と課題

これまで、少子高齢化社会に対応する各種福祉サービスの充実、さらには生活に密着した都市基盤整備や地域経済の活性化等に主眼をおいてまちづくりを進めてきた。

特に急速に進展する少子高齢化対策として、保育料や医療費等の負担軽減を始め、疲弊化する地域コミュニティの再構築に向けた拠点施設の整備、多世代に亘る交流事業の推進、全地域を対象とした公共交通の運行など、課題に対応するサービスの展開を図ってきた。また、地元診療所との病診連携に基づき、町の福祉・医療施設を共同利用する開放型の施設運営のほか、砂川市立病院との病病連携による機能分担と新たなシステムの構築など、大きな成果を上げてきた。

しかし、地域経済を支える産業については、依然として厳しい情勢が続いている。農業においては、輸入増加による農産物価格の低迷により、地域の特性を活かした新たな環境の変化に対応し得る農業経営の確立が必要となっている。

また、長引く景気低迷により、地方の経済情勢は依然として厳しい状況にあるが、立地企業への規模拡大に対する支援と合わせて、引き続き新たな企業の立地に努めていく必要がある。

ウ. 奈井江町における今後の見通し

人口減少や少子高齢化の進展に加え、地域経済の基盤を支える産業の厳しい状況が進み、本町の行財政環境も大きく変化している中で、産業基盤の強化を図り、また、保健・医療・福祉・介護など、住民サービスの安定的な供給に向けた体制を整備し、安心して暮らせる自主・自立の地域社会を創り上げていくことが求められている。

このため、各種施策の実施にあたっては、費用対効果・重要度・優先度を見極めるとともに、住環境、保健・医療・福祉・介護、教育、産業など、各分野の連動を図り、行政と住民が相互に連携しながら広域的な視野に立った取り組みを進める必要がある。

③ 奈井江町の社会経済的發展の方向

地域の社会経済を支える産業については、時代のニーズに加え、地域の特性を活かした取り組みが大切である。

第1次産業の農業は、厳しい経営環境にある中、今後においても、良質で安定的な食料供給基地としての確立が求められていることから、生産基盤の整備や技術力の向上、優れた担い手の育成・確保などの取り組みを進めるとともに、環境と調和し、地域の特性や創意工夫を生かした取り組みを進める。

第2次・3次産業については、長期的な景気の低迷にあつて、時代を担う企業の立地、新産業の育成が求められていることから、立地企業に対する支援、空知団地への新たな企業立地、商工会と連携した商工業の活性化、さらには豊かな自然と観光資源を生かした交流人口の増加を図るための取り組みを進める。

(2) 奈井江町における人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年の18,458人(国調)をピークに、昭和50年代までに著しい減少を続け、その後においても毎年微減状態にある。若年者の都市部への人口流出、出生率の低下などを要因とし、今後の人口増加も極めて厳しい状況にある。昭和35年と平成27年の比較では、69.3%もの大幅な人口減少となっているが、高齢者人口の増加率は227.2%と非常に高く、高齢者比率も39%と全国、全道の比率を大きく上回っている。

今後においても、過疎地域共通の現象である人口減少に加え、なお一層の高齢者比率の増加が予想される。

② 産業の推移と動向

本町の就業人口は、平成27年国勢調査で、総人口の45%にあたる、2,577人で、その就業構成は第1次産業が17%、第2次産業が27%、第3次産業が56%となっている。

昭和35年と平成27年の比較では、就業者総数で、4,788人、65%の減となっている。構成比では農業従業者の減少と石炭鉱業の衰退により、第1次産業・第2次産業がそれぞれ減少し、第3次産業ではサービス業等の増により、比率が増加している。今後においても、就業者の高齢化が進み、地域産業の担い手が不足することが予想される。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区 分	昭 和 35 年		昭 和 40 年		昭 和 45 年		昭 和 50 年		昭 和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	18,458	14,583	△ 21.0%	10,915	△ 25.2%	8,891	△ 18.5%	8,648	△ 2.7%	
0歳～14歳	6,555	4,293	△ 34.5%	2,638	△ 38.6%	1,978	△ 25.0%	1,769	△ 10.6%	
15歳～64歳	11,227	9,627	△ 16.9%	7,513	△ 22.0%	6,037	△ 19.6%	5,832	△ 3.4%	
うち 15歳～ 29歳 (a)	4,915	3,666	△ 25.4%	2,650	△ 27.7%	1,936	△ 26.9%	1,688	△ 12.8%	
65歳以上(b)	676	663	△ 1.9%	764	15.2%	876	14.7%	1,047	19.5%	
(a) / 総数 若年者比率	26.6%	25.1%	—	24.2%	—	21.8%	—	19.5%	—	
(b) / 総数 高齢者比率	3.7%	4.5%	—	6.9%	—	9.9%	—	12.1%	—	

区 分	昭 和 60 年		平 成 2 年		平 成 7 年		平 成 12 年		平 成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	8,634	△ 0.2%	8,075	△ 6.5%	7,667	△ 5.1%	7,309	△ 4.7%	6,836	△ 6.5%
0歳～14歳	1,588	△ 10.2%	1,337	△ 15.8%	1,093	△ 18.2%	923	△ 15.6%	802	△ 13.1%
15歳～64歳	5,886	△ 0.9%	5,350	△ 9.1%	4,963	△ 7.2%	4,466	△ 10.0%	3,939	△ 11.8%
うち 15歳～ 29歳 (a)	1,552	△ 8.1%	1,364	△ 12.1%	1,279	△ 6.2%	1,102	△ 13.8%	820	△ 25.6%
65歳以上(b)	1,160	10.8%	1,384	19.3%	1,611	16.4%	1,920	19.2%	2,095	9.1%
(a) / 総数 若年者比率	18.0%	—	16.9%	—	16.7%	—	15.1%	—	12.0%	—
(b) / 総数 高齢者比率	13.4%	—	17.1%	—	21.0%	—	26.3%	—	30.6%	—

区 分	平 成 22 年		平 成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	6,194	△ 9.4%	5,674	△ 8.4%
0歳～14歳	656	△ 18.2%	516	△ 21.3%
15歳～64歳	3,358	△ 14.7%	2,945	△ 12.3%
うち 15歳～ 29歳 (a)	591	△ 27.9%	588	△ 0.5%
65歳以上(b)	2,180	4.1%	2,212	1.5%
(a) / 総数 若年者比率	9.5%	—	10.4%	—
(b) / 総数 高齢者比率	35.2%	—	39.0%	—

表1-1(2) 人口の見通し(奈井江町人口ビジョンを準用)

区分	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
年少人口 0～14歳	494人 8.7%	397人 7.7%	371人 7.9%	336人 7.9%	322人 8.3%	328人 9.2%
生産年齢人口 15～64歳	2,917人 51.7%	2,520人 48.9%	2,204人 47.1%	1,957人 45.9%	1,761人 45.3%	1,528人 43.0%
高齢人口 65歳以上	2,236人 39.6%	2,232人 43.4%	2,110人 45.0%	1,971人 46.2%	1,805人 46.4%	1,702人 47.8%
合計	5,647人	5,149人	4,685人	4,264人	3,888人	3,558人

区分	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口 0～14歳	336人 10.3%	331人 11.1%	319人 11.6%	313人 12.3%
生産年齢人口 15～64歳	1,379人 42.4%	1,317人 44.1%	1,282人 46.6%	1,242人 48.7%
高齢人口 65歳以上	1,540人 47.3%	1,339人 44.8%	1,150人 41.8%	995人 39.0%
合計	3,255人	2,987人	2,751人	2,550人

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 7,365	人 6,132	% △16.7	人 5,159	% △15.9	人 4,180	% △19.0	人 4,196	% 0.4	
第一次産業 就業人口比率	% 32.9	% 27.8	—	% 26.4	—	% 23.6	—	% 21.7	—	
第二次産業 就業人口比率	% 43.5	% 40.5	—	% 38.2	—	% 33.7	—	% 32.9	—	
第三次産業 就業人口比率	% 23.6	% 31.7	—	% 35.4	—	% 42.6	—	% 45.3	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 4,176	% △0.5	人 3,966	% △5.0	人 3,911	% △1.4	人 3,522	% △9.9	人 3,026	% △14.1
第一次産業 就業人口比率	% 18.8	—	% 17.7	—	% 16.6	—	% 15.1	—	% 16.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 37.0	—	% 39.6	—	% 39.9	—	% 36.1	—	% 31.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 44.2	—	% 42.7	—	% 43.4	—	% 48.8	—	% 51.3	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 2,731	% △9.7	人 2,577	% △5.6
第一次産業 就業人口比率	% 16.4	—	— 16.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.6	—	— 26.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 55.0	—	— 56.3	—

(3) 行財政の状況

① 行 政

地方分権の進展とともに、少子高齢化が急速に進む地方自治体では、多様化する住民ニーズへの対応と合わせ、効率的な行政運営が求められており、本町では組織の見直しや情報化の推進など、行政改革を積極的に進め、事務の簡素化・迅速化とあわせた住民サービスの向上に努めてきた。

また、介護保険や廃棄物処理施設等の運営における広域連合への参加、消防や学校給食など7つの一部事務組合による共同事務のほか、総合行政情報システム等の共同運用に加え、戸籍システムや医療連携システムの構築、公共施設の相互利用、保育所の広域入所など、自治体間連携を図り効率的かつ効果的なサービスの提供に努めてきた。

今後においても、地方分権やサービスの高度化に対応すべく、更なる自治体間連携を積極的に進めていく必要がある。

* 広域行政の取り組み

組 織 名	設 立 年 月 日	事 務 の 内 容	構 成 市 町
空知教育センター組合	昭和 43 年 4 月 26 日	教職員の研修及び調査研究	空知総合振興局管内 全 24 市町
砂川地区保健衛生組合	昭和 43 年 10 月 22 日	ごみ処理・火葬場施設の管理運営	砂川市、奈井江町、浦臼町、歌志内市、上砂川町
中空知広域市町村圏組合	昭和 45 年 11 月 9 日	広域行政事務 交通災害共済 交通遺児に対する奨学事業	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
砂川地区広域消防組合	昭和 47 年 4 月 1 日	消防業務	砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町
中空知広域水道企業団	昭和 57 年 1 月 18 日	水道水の末端給水事業 (平成 18 年 4 月加入)	滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町
石狩川流域下水道組合	昭和 60 年 11 月 21 日	公共流域の水質保全 流域の下水道事業 し尿処理施設の管理運営	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、美唄市、奈井江町、新十津川町、上砂川町、浦臼町、雨竜町、月形町
空知中部広域連合	平成 10 年 7 月 6 日	介護保険事業 国保事業 障害程度区分審査	歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
中・北空知廃棄物処理広域連合	平成 22 年 2 月 2 日	ごみ焼却施設の管理運営	赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町

② 財政の状況

ここ数年の本町の財政状況は、国の構造改革に伴う地方交付税等の削減により極めて厳しい財政状況に陥り、この対策として、町民参加により策定した「自律プラン」に基づき、全ての事務事業や人件費の見直し、公共施設の指定管理者制度の導入や民営化など、最小の経費で最大の効果を上げるため住民とともに大胆な行財政改革に取り組んできた。

これらの改革で、一定の成果を上げてきたことは事実であるが、より人口減少や少子高齢化が進む中、地方財政を取り巻く状況は、更に厳しさを増すことが予想される。

今後も引き続き、環境の変化や費用対効果、重要度、優先度などを総体的に勘案した計画的な財政運営に努めるとともに、町民に対しても財政状況を積極的に公開し、効率的な財政運営に努めていく。

表 1 - 2 (1) 市町村の財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額A	5,079,510	4,923,827	4,681,367
一般財源	3,433,577	3,281,346	3,172,062
国庫支出金	302,872	284,849	219,511
都道府県支出金	243,908	426,762	367,680
地方債	579,753	402,514	239,016
うち過疎対策事業債	331,500	243,700	142,600
その他	187,900	528,356	683,098
歳出総額B	4,988,932	4,858,981	4,567,334
義務的経費	2,003,180	1,837,306	2,014,662
投資的経費	532,604	411,274	103,793
うち普通建設事業	530,032	411,274	103,793
その他	2,453,148	2,610,401	2,448,879
過疎対策事業費	1,342,427	1,205,458	1,047,161
歳入歳出差引額C (A - B)	90,578	64,846	114,033
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,230	1,742	0
実質収支 C - D	74,348	63,104	114,033
財政力指数	0.23	0.24	0.26
公債費負担比率	22.5	16.5	16.1
実質公債費比率	15.4	12.8	12.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.4	93.9	91.9
将来負担比率	81.6	55.9	56.4
地方債現在高	7,007,542	5,952,433	5,087,811

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道	111.1	127.9	123.8	133.9	133.4
改良率(%)	36.5	44.1	60.5	63.2	65.0
舗装率(%)	23.2	52.7	72.7	72.4	73.2
農道					
延長(m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長(m)	7.2	6.6	6.8	1.0	—
林道					
延長(m)	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	3.9	5.1	4.2	5.1	—
水道普及率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率(%)	(10.3)	52.7	76.5	89.5	95.6
人口千人当たり病院 診療所の病床数(床)	18.6	18.7	13.4	15.3	9.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、昭和51年の「市町村過疎地域振興計画」の策定以来、数次にわたる過疎対策を実施し、町の総合計画と連動させて、社会経済情勢の動向や町民の意向を反映した計画的な過疎対策を実施してきた。

また、町民が主体となった自治（住民自治）を実現するため、「奈井江町まちづくり自治基本条例」を制定し、町民や町議会、行政が一体となった協働のまちづくりを進めてきた。

しかし、長引く不況、国の構造改革、深刻な少子高齢化問題など、本町をとりまく環境は非常に厳しく、多くの課題を投げかけている。

本計画においては、本町を構成するあらゆる資源を活用し、個性あるまちづくりを進めるとともに、食料自給率の向上や、環境対策など、国民生活にかかる公益的機能を高めるための地域づくりの実現を目指す。

ア. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

人口減少に歯止めをかけるため、戸建住宅の建設や購入、賃貸集合住宅の建設や居住に対する財政的支援など、町や民間が保有する資源の活用を図り、若い世代から住み続けられる定住促進対策を推進する。

地域間交流の促進については、奈井江町の自然や町民とのふれ合いなどにより「心の豊かさ」を感じ、移住・交流が図られることを目的に、農業や福祉、観光、文化など地域資源について、町独自や広域連携の取り組みなどPRを強化しながら、都市をはじめ他地域との交流を推進する。

イ. 産業の振興

産業振興においては、所得及び雇用の増加を図るため、それぞれの産業分野で自助努力している各事業者等を支援し、地域の活性化を図るとともに、新たな企業の立地や魅力あ

る産業のまちづくりを目指し、各種関係機関との連携強化を推進する。

農業については、自然環境の保全に大きな役割を果たす多面的機能の維持・増進を図るとともに、活力ある農業経営を確立するため、安全・安心な食料の生産に対する支援や地域農産物のブランド化を推進し、生産性の高い農業基盤の整備や担い手の育成・確保などの幅広い取り組みを通じて発展を図ることで、安全、安心な食糧供給地域としての役割を果たす。

林業については、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、森林が持つ公益的機能の維持増進を図り、計画的な森林整備を促進するため、造林、除間伐などの適正な実施を推進するとともに、林道網整備を推進する。

商工業については、人口減少や世界経済の動向に加えて新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、中小企業を中心に厳しい状況にあるが、立地企業による事業拡大及び雇用の確保並びに空知団地への企業立地の促進が図られるよう財政的支援措置を講ずるとともに、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの創業等への支援を行い、地域経済・産業基盤の強化・充実に努める。

観光については、多くの人々が自然や文化などのふれあいを地方に求める中、本町の地理的優位性と道の駅、雄大な自然、食などの資源を活かした観光産業の振興を推進する。また、老朽化した施設の改修や町の情報発信力を高めながら、観光客のニーズ等に対応するとともに近隣自治体とも連携を図り観光PRを推進する。

ウ．地域における情報化

情報化の推進については、引き続き国の制度改正等の動向を注視しながら、自治体クラウドにおけるシステム活用を推進するとともに、様々に変化する情報セキュリティ対策の検討や対策を行いながら住民サービスの向上を図る。

エ．交通施設の整備、交通手段の確保

町道については、一定の整備水準に達しているが、安全な道路交通を確保するため、道路の2次改修及び構造物の定期点検の実施や老朽化した橋梁の改修など、住民ニーズと費用対効果を踏まえて計画的に維持管理を行う。また、冬期間の安全で快適な道路空間を確保するため、流雪溝・融雪槽などの雪処理施設の計画的な更新と適正な維持管理を行い、利用を促進する。

交通確保対策については、地域住民の交通手段や高齢化に伴う生活交通確保のため、町内全域を対象とする地域公共交通の運行を行うほか、浦臼町との共同運行を行う。

オ．生活環境の整備

ごみ処理については、広域的な取り組みを行い、効率的で適正なごみ処理を実施しているが、可燃ごみの処理量が増加傾向にあるため、低炭素社会の実現に向け、更なるごみの減量化と資源化を推進する。

上水道・下水道などの生活基盤については、一定の整備水準に達しているが、農村地区で未整備となっている下水道については、引き続き個別排水施設整備事業による整備を推進する。

公営住宅では、安定した住環境の提供のため、計画的な管理・修繕等を進める。

消防・救急施設等については、効率的運営や機能強化を目的に、本町と浦臼町とで消防支署庁舎の統合を行い運営しているが、初動体制の機能強化を図るため、計画的に消防車両の更新を図る。

カ. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

今後、高齢化が更に進む中、保健・医療・福祉・介護が一体となったサービス基盤を整備し、一人ひとりの健康状態に応じた健康づくりや介護予防を推進する。また、高齢者単身世帯や夫婦世帯が増加する中、住居や健康など生活に対する不安を解消し、安心して住み続けることができる生活環境を構築するため、町立国民健康保険病院内に整備したサービス付き高齢者向け住宅や、住居と医療・介護サービスの一体的提供を行うとともに各種施策と連携しながら健康で活力のある生活がおくれるよう、地域住民との交流や社会参加などへの支援を行う。

少子高齢化による人口減少が進む中、地域住民や関係機関、団体等と連携を図り、支援を必要とする高齢者や障がいのある人の見守りや地域コミュニティの醸成など、共に支え合う地域づくりを推進する。このほか、ボランティア活動などを通じ、高齢者や障がいのある人が生きがいを持ち、積極的にまちづくりに参加できるよう支援を行う。

核家族化や就労家庭の増加など、子どもや保護者を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもや保護者がともに健康で健全な育児ができるよう、不妊治療への支援をはじめ、相談や健康づくり、認定こども園における保育・教育の充実など、多様化する子育てニーズに応えた切れ目のない支援を図り、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進する。

キ. 医療の確保

医療の確保については、奈井江医歯会との病診連携による地域医療の充実を図るとともに、砂川市立病院との病病連携による相互の役割、機能をより明確にしながら、在宅医療を含めた地域全体における医療体制の整備を推進する。また、2次医療圏域における自治体病院とのネットワーク整備による医療情報の共有など、患者サービス向上の取り組みを推進する。

特定診療科に係る医療確保対策については、砂川市立病院との協定に基づき、引き続き医師の派遣を依頼し、医療の確保に努める。

ク. 教育の振興

学校教育については、次世代の担い手である子どもたち一人ひとりが、様々な活動を通じながら、学ぶ意欲を高め、「優しさとおもいやりの力」を身に付けながら「生きる力」を育むため、ICT教育の充実を図るほか、家庭や地域、学校などが連携を深め、地域の特色を活かした教育を推進する。

また、学校教育以外においても児童生徒の学習意欲や学力向上への支援を充実する。社会教育については、青少年の健全な育成を図るため、「子どもの権利に関する条例」に基づき、まちづくりのパートナーである子どもの意見を尊重した「まちづくり」の推進に努め

るほか、町民一人ひとりが生涯に亘り心身ともに健康でありつづけるために、芸術、文化スポーツ活動など学習機会の創出を推進する。

ケ. 集落の整備

集落の整備については、コミュニティ会館など、地域コミュニティ活動の推進を図るため、地域住民の集会等の自主的活動の場として、また、災害発生時における地域の安全安心の確保に重要な役割を果たしている。また、地域で管理運営を行っているが、施設の老朽化による補修費用の一部を負担することにより、地域の負担が軽減され、継続的な活用の推進を図る。

コ. 地域文化の振興

地域文化の振興については、芸術・文化活動を推進するため、誰もが気軽に芸術・文化に親しめる環境づくりに努める。

国際交流については、他の地域の人たちの知恵や意見をまちづくりに活かすため、幅広い分野での交流を引き続き推進する。

地域の活性化については、「交流プラザみなクル」を拠点に、関係団体等と連携を図りながら多世代に渡る町民同士の交流をはじめ、大学との包括連携協定に基づく町民と学生との交流など、様々な交流機会の創出により地域コミュニティの再構築を図るほか、高齢者や障がいのある人の生活支援、社会参加を推進する。

サ. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

行財政運営においては、これまで取り組んできた成果を踏まえ、引き続き行財政改革の推進を図るとともに、自治体間連携による事務事業の効率化と住民サービスの向上に努める。

これらの各施策等の展開については、本町の地域特性を踏まえつつ、「新・北海道総合計画」・「奈井江町第6期まちづくり計画」との整合性に配慮する。また、本計画の策定や実施段階においても、積極的な情報提供に努め、住民参加による効果的な計画の実行に努める。

以上の基本方針に沿って、次に掲げる事項を、地域の持続的発展に向け、特に重点を置く施策及び過疎地域持続的発展特別事業とする。

○重点施策

- ① 安心・安全な食料の生産に対する支援、地域農産物ブランド化の推進、生産性の高い農業基盤の整備、担い手の育成・確保などの幅広い取り組みを通じて、安全・安心な食糧基地としての役割を果たす。
- ② 人口減少に歯止めをかけるため、町や民間が保有する資源の活用を図り、若い世代から住み続けられる定住促進対策を推進する。
- ③ 保健・医療・福祉・介護が一体となったサービス基盤を構築し、施設サービス、在宅サービス、介護予防事業の充実を図り、地域全体で高齢者等を支援できる取り組みを推進する。
- ④ 町立国民健康保険病院内に整備したサービス付き高齢者向け住宅の活用など、高齢

者単身世帯や夫婦世帯の住居や健康など生活に対する不安を解消し、安心して住み続けることができる生活環境を構築する。

- ⑤ 多様化する子育てニーズに応えた支援を行い、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進する。
- ⑥ 在宅医療を含めた地域全体における医療体制の整備を推進する。
- ⑦ ICT教育の推進による学習環境の充実、農業や陶芸の体験・町内企業訪問など、家庭や地域、学校が連携した体験学習、公設塾の開設による放課後の学習支援など、様々な活動を通じ、子どもたちの「生きる力」を育む。
- ⑧ 町民一人ひとりが「幸せ」と「心の豊かさ」を感じ、生涯に亘り心身ともに健康でありつづけるために、生きがいとなる芸術・文化に触れる機会やスポーツを体験する機会など、多様な学習機会の創出や活動を支援する。
- ⑨ 積極的な情報の公開と共有により、町民参加のもと地域に根ざした協働のまちづくりを推進する。

○過疎地域持続的発展特別事業

- ① 定住促進対策事業
- ② 産地ブランド化支援事業
- ③ スマート農業推進事業
- ④ 中心経営体農地集積促進事業（農家負担軽減対策）
- ⑤ 観光施設維持補修事業
- ⑥ 排水機場維持補修事業
- ⑦ 町道維持補修事業
- ⑧ 雪処理施設維持補修事業
- ⑨ 地域公共交通維持改善事業
- ⑩ 公共施設維持補修解体事業（基金事業）
- ⑪ 公園施設維持補修事業
- ⑫ 子ども医療費扶助事業
- ⑬ 小児期からの生活習慣病予防事業
- ⑭ 一般成人病予防事業
- ⑮ 障がい福祉就労・自立支援補助金事業
- ⑯ 間口除雪サービス事業
- ⑰ 不妊治療費負担軽減事業
- ⑱ 小中学校教育支援事業
- ⑲ 奈井江商業高等学校入学・活性化支援事業
- ⑳ 学校給食負担金事業
- ㉑ 給食費扶助事業
- ㉒ 公共施設維持補修事業
- ㉓ 行政区等会館管理補助金事業
- ㉔ 文化施設等維持補修事業

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性を図りつつ、地域の持続的発展の基本方針に基づき、達成を目指す基本目標。

目標項目	基準値（令和2年度末）	目標値（令和7年）
人口	5,191人	4,685人
合計特殊 出生率	1.36	1.48

(6) 計画の達成状況の評価

計画の達成状況の評価については、毎年度、行政評価の手法を活用し評価を行うとともに、町内有識者によるまちづくり町民委員会にて、報告を行うものとする。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町が所有する公共施設等は、既に更新時期を迎えた施設や早急な老朽化対策が必要な施設が数多く存在していることから、人口減少や少子高齢化等の動向を踏まえ、既存施設の削減、再配置を進めることが急務となっている。

このため、奈井江町公共施設等総合管理計画を策定し、町民ニーズや施設の管理状況等を踏まえた施設の更新・統廃合・長寿命化を進めるとともに、関係事業を奈井江町過疎地域持続的発展計画に登載し、両計画の整合を図りながら計画的に事業を推進する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 定住の促進

戸建て住宅等の整備に対しては、町分譲地の販売をはじめ、住宅の建設や購入などに対する支援を進めてきているが、人口減少に歯止めがかからず、若年世代から住み続けられる定住促進対策が喫緊の課題となっている。町や民間が保有する様々な資源の活用を図り、人口の流出防止や移住人口の増加を図る必要がある。

② 地域間交流の促進

都市をはじめとする他地域との交流は、経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果を期待できるものである。本町においても、農業や福祉、観光分野など、地域からのPR・情報発信を行い、過疎地域ならではの生活体験的交流など、地域間交流を積極的に進める必要がある。

(2) その対策（整備目標）

- ① 移住体験をはじめ、戸建住宅の建築や賃貸住宅の家賃助成、住宅改修などへの支援を実施し、人口の流出抑制や移住人口の増加など定住促進を図る。
- ② 農業や福祉、観光分野など、地域からのPR・情報発信を行い、過疎地域ならではの生活体験的交流など、地域間交流を推進する。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・ 地域間 交流の 促進、 人材育 成	(4)過疎地 域持続的 発展特別 事業	移住・ 定住	定住促進対策事業 移住体験をはじめ、戸建住宅の建築や賃貸住宅の家賃助成、住宅改修などへの支援を実施し、人口の流出抑制や移住人口の増加など定住促進を図る。	町	各種支援事業により、人口の流出や移住人口の増加等の定住促進が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に係る事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、水稻を中心とした生産を行っており、国内における米消費量の減少や米価の低迷により、非常に厳しい農業経営を強いられている。

また、農家戸数も農業者の高齢化と後継者不足等により減少を続けており、今後、地域農業を支える担い手の確保と育成、農地の利用集積を促進することが重要な課題となっている。

基幹作物の水稻については、生産性の高い農業経営を展開するため、米穀乾燥調製貯蔵施設や利雪低温倉庫の建設、生産基盤の整備を進めてきたが、今後も米の生産地として安定的に発展していくため、引き続き町内の基盤整備を進めるとともに、老朽化した米穀乾燥調製貯蔵施設の改修・更新や用排水路及び排水機場の改修を行う必要がある。

さらに、担い手の労働力不足の解消のため、R T K基地局の利用を中心としたスマート農業を推進することが必要となっている。

その他転作作物についても、農業所得の向上を図る上で極めて重要であることから、水稻作付面積を確保するとともに、麦・大豆などの土地利用型作物やメロン、トマト等の安定的な生産を図るため、関係機関と連携した技術指導などを行う必要がある。

また、近年、農産物のブランド化推進などにより産地間競争が激しくなるなか、クリーン農業の推進など消費者ニーズを捉え、「売れる農産物」の生産を促進し、生産体制を確立することが必要となっている。

酪農については、家畜排せつ物の有効活用と環境・調和のとれた農地利用を促進しながら、より一層のコスト低減や経営体質の強化が求められている。

② 林業

本町の森林面積は、4, 8 1 7 ha で総面積の5 5 %を占めており、その所有の内訳では道有林1, 2 7 5 ha、町有林2, 3 5 3 ha、一般民有林1, 1 8 9 ha となっている。

また、カラマツ、トドマツを主体とした人工林の面積は、1, 1 8 6 ha で、人工林率3 3 %となっており、人工造林地は保育、間伐を適正に実施し、事業の効率的な実施を図るため、林道等の路網整備を計画的に進めていくことが重要となっている。

さらに、国産木材市況の低迷などにより、森林所有者の保育管理等が停滞する中で、森林面積の大半を占める天然林を保護しながら人工造林を計画的に実施することが必要とされ、森林が持つ国土保全、水源かん養、保健休養等の公益的な機能の保全及び総合利用が強く求められている。

③ 工業

本町の工業は、石炭産業に変わる新たな産業の確立を図る必要性から町政の重要な課題に位置付けられ、工業団地の造成、企業誘致などを積極的に行なってきた結果、進出企業の努力も相まって、製造品出荷額も2 8, 8 7 3 百万円（2 0 1 9 年工業統計調査）に上っている。

今後においても、立地企業による事業規模の拡大と雇用の確保が引き続き図られるよう、財政的支援を実施する必要がある。

また、本町と美唄市にまたがる空知団地は、早期分譲と多面的な活用の促進を図ることが課題となっている。

④ 創業の促進

本町の産業を取り巻く情勢は、景気低迷や担い手の減少、地域間競争の激化など引き続き厳しい中にある。

このため、地域産業の自立的な発展を図っていくために、食、環境、健康、福祉などの地域資源等を活かしたコミュニティビジネスの創業について、商工会、地元金融機関等と連携し、促進していくことが必要となっている。

⑤ 商業

本町の商業は、人口減少や車社会の普及と近隣市の大型店舗など、様々な影響により町内の消費需要が減少し、経営環境は極めて厳しい状況にある。また、商店の多くは個人組織で、大型店に対抗できる経営体質になく、さらには、店主の高齢化が進み、後継者の確保が難しいことから、閉店による商店街の空洞化が進んでいる。

町の顔である商店街の活性化は、住民の高齢化等に対応する有効な対策が求められており、商店街自らの新たな発想による取り組みと、行政の支援が必要となっている。また、商店の経営の安定と拡大を推進するため、必要な資金の融資制度についても充実を図っていく必要がある。

⑥ 観光

本町は、にわ山森林自然公園、道の駅ハウスヤルピ奈井江など、豊かな自然と地理的優位性を持つ観光資源を有している。昨今、多くの人々が自然や文化、食などのふれあいを地方に求める中、観光の形態や目的も多様化しており、その経済効果が大きいことから、積極的な対応が求められている。

このため、地域の観光資源が持つ特性を活かしたサービスの充実、イベント・PR活動などの充実を図り、より多くの観光客の誘致に向けて取り組むことが重要になっている。

また、これらの豊富な観光資源に加え、農村が持つ資源を活用した体験型観光を推進するとともに、近隣市町にある観光施設やイベントのネットワーク化を図り、多様化する観光ニーズに対応した観光事業を進めていくことが必要となっている。

(2) その対策（整備目標）

- ① 水稲をはじめとする主要作物の生産体制強化や近隣市町村との連携を進めるとともに、地域農産物のブランド化を推進する。特に水稲においては、道産米の優良品種である「ゆめぴりか」の安定生産と低タンパク米の生産を支援し、ブランド産地として競争力の向上を図る。
- ② 化学肥料や農薬の使用による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。
- ③ 担い手の経営安定・改善や労働力不足の解消を図るため、関係機関と連携し支援や指導を実施する。
- ④ 農業生産の基礎的条件である用排水路、暗渠排水、区画整理などの生産基盤の整備、米

穀乾燥調製貯蔵施設や利雪型低温倉庫の効率的な管理を推進する。

- ⑤ 農業生産法人や営農集団の育成を図るとともに認定農業者など中核的担い手への農地利用集積を進める。
- ⑥ 担い手が主体的に実施する研修事業に対する助成や研修資金の融資等を効果的に実施し、次世代を担う創造力豊かな人材の育成・確保に努める。
- ⑦ 中山間地域における農業生産活動の維持と、平地地域との生産条件の格差是正を図る。
- ⑧ 土地改良施設の多面的機能の発揮を推進する。
- ⑨ 多様な主体の参画を得て実施する土地改良施設の保全管理を推進する。
- ⑩ 自然災害から農作物被害を防ぐため、老朽化が進んでいる排水機場の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化と防災機能の維持を図る。
- ⑪ 農業と他産業が連携し、地元農産物のPRや加工・販売の取り組みに対する支援を行う。
- ⑫ 森林に期待される国土保全・水源かん養・保健休養等の公益的機能を維持・増進するため、保安林等の適正な維持管理を行う。
- ⑬ 奈井江町森林整備計画、石狩空知地域森林計画に基づく計画的な整備を図るため、造林・除間伐等の適正な実施及び林道網の整備を進める。
- ⑭ 空知団地への企業立地を促進するため、北海道、美唄市と連携した誘致活動を進めるとともに、立地企業が実施する設備投資等に対して助成制度等の支援措置を実施する。
- ⑮ 中小企業の施設・設備の近代化、経営合理化など経営体質の強化を促進するため、各種制度資金の充実とともに、商工会と連携し、相談・指導体制の強化と充実を図る。
- ⑯ 経営基盤の安定化を図り、足腰の強い商店街を形成するため、融資制度の効率的な活用を図るとともに、経営指導、後継者育成に対して助成制度等の支援措置を実施する。
- ⑰ 関係機関と連携し、雇用おこしにつながる情報の収集と提供を実施する。
- ⑱ 労働者の技術・技能アップや生活の向上を支援するため、各関係機関に対して助成制度等の支援措置を実施する。
- ⑲ 本町の豊かな自然を活かしながら魅力ある観光資源の整備に努めるとともに、近隣自治体や関係機関と連携を図り、広域的な周遊観光ルートの形成やPRに努める。
- ⑳ 老朽化が進んでいる観光施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持 続 的 展 策 施 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
2 産 業 の 振 興	(1)基盤整備			
	農 業	中山間地域等直接支払交付金	町	
		水利施設管理強化事業	町	
		環境保全型農業直接支払交付金	町	
		多面的機能支払交付金	町	
	林 業	森林環境保全整備事業 町有林造林・下刈・除間伐	町	
		森林基幹道京極線開設事業（知事代行）	道	
		森林資源循環利用林道整備事業 （道営事業：東熊見沢線）	道	
	(3)経営近代化施設			
	農 業	経営体育成促進換地等調整事業	町	
		農地耕作条件改善事業	町	
		農地整備事業(経営体育成型) （茶志内東1地区）区画整理等	道	
		農地整備事業(経営体育成型) （茶志内東2地区）区画整理等	道	
		農地整備事業(経営体育成型) （高島東地区）区画整理等	道	
		農地整備事業(経営体育成型) （茶志内沼東地区）区画整理等	道	
		道営換地計画委託業務	道	
		道営農村地域防災減債事業 （高島排水機場）	道	
		国営かんがい排水事業（北海地区）	国	
		耕地利用高度化推進事業	町	
		米穀乾燥調製貯蔵施設整備事業 （改修・更新工事）	町	
G P S 基地局設置事業		町		
(5)企業誘致		企業立地促進事業 企業立地促進補助金	町	

2 産 業 の 振 興	(7)商業				
	その他		中小企業振興保証融資事業	町	
			経営改善普及及び経営指導事業 後継者育成対策事業及び商工業活性化 推進交付金	町	
	(9)観光又はレク リエーション		地域交流センター大規模改修事業	町	
			観光イベント事業 産業まつり実行委員会補助金	町	
			公園施設長寿命化改修事業	町	
	(10) 過疎地 域持 続的 発 展特 別事 業	第1次 産業	産地ブランド確立支援事業 道産米の優良品種である「ゆめぴりか」の 安定生産と低タンパク米の生産を支援し、 ブランド産地として競争力の向上を図る。	町	支援事業によ り、主力農産 物の、ブラン ド産地競争力 の向上が図ら れる。
		第1次 産業	スマート農業推進事業 RTK基地局の利用普及や農薬散布用ド ローンの活用促進を支援し、労働力不足の 解消を図る。	町	スマート農業推 進支援により、 農業労働力不足 の解消が図られ る。
		第1次 産業	中心経営体農地集積促進事業 (農家負担軽減対策) 農業生産法人や営農集団の育成を図るとと もに認定農業者など中核的担い手への農地 利用集積を進める。	町	農業者支援によ り、安定した担 い手確保が図ら れる。
		観光	観光施設維持補修事業 老朽化が進んでいる観光施設の改修や維持 補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心 な利用を図る。	町	維持補修事業に より、施設の安 定した利用と長 寿命化が図られ る。
		その他	排水機場維持補修事業 老朽化が進んでいる排水機場の改修や維持 補修を実施し、施設の長寿命化と防災機能 の維持を図る。	町	維持補修事業に より、施設の長 寿命化と防災機 能の維持が図ら れる。
	(11)その他		農業担い手育成基金事業 農業担い手研修、経営管理技術等習得研修 助成等	町	
			農業改良指導推進事業	町	

(4) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
奈井江町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の概要

上記(2)その対策(整備目標)及び(3)計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に係る事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報化の推進

本町における行政の情報化については、自治体クラウドの活用等により効率的な事務運営を行っているが、国の制度改正等を注視し、今後様々に変化するセキュリティ対策の検討を行いながら、効率的なシステムの活用と更なる住民サービスの推進を行う必要がある。

また、第5世代移動通信システム（5G）などの情報通信基盤を活用した各種情報発信施策について、関係機関と連携を図り推進する必要がある。

(2) その対策（整備目標）

- ① 引き続き自治体クラウドによるシステム活用を進めるとともに、今後のセキュリティ対策や、効率的な文書管理のあり方等の検討を行い、質の高い住民サービスの向上に努める。
- ② ホームページを活用した行政情報の提供や町内観光資源のPRなど、情報の受発信機能の強化を図るとともに関係機関と連携した地域情報の発信に努める。
- ③ Jアラート等を活用した防災情報発信を行い、災害時の迅速な対応や防災意識高揚の活動を推進する。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域 にお ける 情報 化	(3)そ の 他	防災情報発信事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に係る事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町の道路網は、幹線道路として29.2kmの日本一直線道として親しまれている国道12号、高速自動車道が南北に縦貫するとともに道道5路線、町道204路線が有機的に結び付き、産業活動及び町民生活の重要な基盤となっている。

このため、多様化する交通需要に対して、安全で快適な道路環境を確保するため、国道・道道の構造の改良を始めとする道路改良整備の働きかけが必要となっている。

また、町道においても、住民生活の利便性や道路景観に配慮した、人にやさしい道づくりを進めるとともに効率的かつ計画的な2次改修及び維持管理を推進する必要がある。

② 雪処理

本町においては、下水道処理水を利用して、国道、道道、町道の総延長9.4kmにわたる流雪溝・融雪槽の整備を行ってきたが、冬期間における地域の生活や産業活動に対して、安全で快適な交通体系を確保するため、雪処理施設の計画的な更新及び適正な維持管理を行い、利用の促進を図る必要がある。

③ 公共交通機関

鉄道やバスなどの公共交通機関の利用については、車社会の普及や本町の人口減に伴い、年々減少傾向にある。

しかし、公共交通機関は、通勤や通学、交通弱者等の日常生活における交通手段として重要なものであり、さらには、地域産業活性化、観光振興の観点からも十分な利便性をもった運行体制を確保する必要がある。

また、住民の高齢化等に伴い交通弱者が増加しており、町内全域を対象とする地域公共交通や浦臼町との共同による運行により、生活交通手段を確保する必要がある。

道路の状況（令和2年4月1日現在）

区分	路線数	延長 (km)	改良済		舗装率 (%)
			改良済	舗装済	
国道	1	6.7	6.7	6.7	100.0
道道	5	33.7	33.5	26.1	77.4
町道	204	133.4	86.6	97.7	73.2
計	210	173.8	126.8	130.5	75.1

(2) その対策（整備目標）

- ① 国営かんがい排水事業による老朽化した橋梁の早期改修を、関係機関に要望する。
- ② 道道江別奈井江線の道路改修や道道砂川奈井江美唄線の路肩拡幅など、整備の促進を関係機関に要望する。
- ③ 町道の2次改修や維持補修を実施し、道路の長寿命化や安全安心な利用を図る。

- ④ 道路交通網の安全確保のため、道路や橋梁などの法令・定期点検を実施するほか、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の改修を実施する。
- ⑤ 町道における冬期間の安全確保のため、雪寒機械の更新など除排雪体制の充実を図るとともに、流雪溝・融雪槽の計画的な施設更新と適正な維持管理を実施し、利用の促進を図る。
- ⑥ 住民の高齢化が進む中、利便性を高めながら町内全域を対象とした地域公共交通を運行するほか、浦臼町営バス奈井江線に対し運行費の一部助成を行い、地域住民の生活交通手段確保を図る。
- ⑦ 地球温暖化防止対策を推進するため、道路照明のLED化への更新を図る。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的 発展 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
4 交通 施設 の 整備 ・ 交通 手段 の 確保	(1)市町村道				
	道 路	町道改修事業（道路改修・舗装改修）	町		
		町道街路灯LED化事業	町		
		道路ストック総点検	町		
		法令・定期点検	町		
	橋りょう	国営かんがい排水事業（北海地区）	国		
		長寿命化修繕工事	町		
		法令・定期点検	町		
		長寿命化修繕計画策定事業	町		
	(6)自動車等				
	自動車	市街地循環線車両更新事業	町		
	雪上車	雪寒機械更新事業	町		
	(9)過疎 地域 持続 的 発 展 特 別 事 業	交通施設維持	町道維持補修事業 町道の改修や維持補修を実施し、道路の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、道路の安全な利用と長寿命化が図られる。
		交通施設維持	雪処理施設維持補修事業 雪処理施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。
公共交通		地域公共交通維持改善事業 住民の高齢化が進む中、利便性を高めながら町内全域を対象とした地域公共交通の運行を行い、地域住民の生活交通手段確保を図る。	町	地域公共交通の運行により、地域住民の安定した生活交通手段の確保が図られる。	
(10)その他	浦臼町営バス奈井江線運行助成	町			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に係る事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道

本町は平成18年度より中空知広域水道企業団に加入しているが、引き続き安全で安定的な水道水の供給を中空知広域水道企業団に求めていく。

② 下水道

下水道については、生活環境の向上と周辺環境に調和した環境保全の観点から、計画的な整備を行い、令和2年度における生活排水施設総合普及率は94.6%に達しているが、今後も農村地区における個別排水施設の整備を計画的に進める必要がある。

③ 環境衛生

生活水準の向上により大量消費型の生活様式が定着し、その結果、ごみが増大し多様化が進んでいる。本町では、ごみ処理手数料の有料化を実施するとともに広域的なごみ処理を実施しているが、可燃ごみの処理量が増加しているため、更なるごみの減量化と資源化を一層推進する必要がある。また、山間部や河川敷地を中心とした不法投棄が依然として後を絶たず、環境保全のための公害予防や不法投棄巡視の推進が必要となっている。

老朽化した危険建物を解体撤去し、景観や環境の保全とともに住民が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

④ 消防・防災・交通安全

本町では、効率的運営及び機能強化を図ることを目的に、浦臼町と消防支署庁舎の統合を行い運営しているが、火災や特殊災害に対応した消防・防災体制の確立と共に、過疎化、高齢化による消防団等地域防災体制の充実が課題となっている。

交通安全対策については、交通量の増大、高速化が進み、交通安全設備の増設をはじめとする交通環境整備と合わせ、歩行者や自転車利用者、車両運転者などに対し、交通安全教育の推進により事故防止対策を図る必要がある。

⑤ 住宅・宅地

少子高齢化と人口減少が進行し、人口構成が大きく変化する中、公営住宅では建替や特定公共賃貸住宅の整備を進めてきたが、需要動向が大きく変化しており、老朽化する公営住宅の適正な維持保全を進めることが課題となっている。

⑥ 地球温暖化対策

温室効果ガスの排出削減を図るため、「地球温暖化防止対策実行計画」を推進するとともに防犯灯や道路照明、施設照明のLED化や節電の取り組みなど、地球温暖化防止対策を推進する必要がある。

⑦ 公共施設等の維持

公共施設等は、町民が安心して利用できる施設であることは必然であり、老朽化を迎えた

施設の更新、維持補修等が必要である。

⑧ 公園・緑化の推進

本町の都市公園は、街区公園5ヶ所、近隣公園2ヶ所、地区公園2ヶ所、都市緑地1ヶ所、緑道1ヶ所の計11ヶ所が整備・供用されており、まちなかの憩いとふれあいの場、安全な遊びの場としての機能に加え、災害時の避難場所や緊急物資などの集積場など、多様な役割を果たしていることから、引き続き効率的かつ計画的な改修及び維持管理を推進する必要がある。

また、心潤う生活環境の形成に向け、公園や道路施設などを利用した町民と協働による緑の景観づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策（整備目標）

- ① 中空知広域水道企業団へ安全で安定した水の供給を求めていく。
- ② 下水道については、引き続き計画的な整備を進め、住民生活の質的向上に努める。また、農村部においては個別排水処理施設整備事業を計画的に進める。
- ③ 消防設備や機器、車両などの計画的な更新を行い、消防・防災体制の整備を図る。
- ④ 救急搬送体制の充実を図るとともに、救急医療機関とのネットワーク体制の強化を図る。
- ⑤ 地域防災計画による消防団の活性化、地域防災組織の充実、町民参加による総合防災訓練を実施し、消防・防災体制の確立を図る。
- ⑥ 自然災害等に備え、危険箇所の把握と避難場所の確保、防災情報の発信を行う。
- ⑦ 増大するごみの減量化と資源化を促進するため、老朽化したごみ処理施設の維持改修、広報やホームページなどの広報活動を強化し、ごみの分別収集の徹底を図り低炭素社会の実現に努める。また、不法投棄対策として、地域や警察等関係機関と連携を図り不法投棄の防止に努める。
- ⑧ 空き地の管理をはじめ、側溝や排水路など病虫害駆除、ごみ収集場所の衛生管理、ペットの飼育マナーの向上など、地域や団体との連携を図り、環境衛生の意識の高揚に努める。
- ⑨ 公営住宅等長寿命化計画に基づき、施設の安全性確保や長寿命化を図るため、建替事業や改修事業など、計画的な整備と管理・修繕を実施する。
- ⑩ 老朽化により用途廃止となる公営住宅の除去事業を実施するとともに跡地利用の検討を行う。
- ⑪ 公営住宅等長寿命化計画推進結果の検証と、今後の推移を見極めながら計画の見直しを行う。
- ⑫ 老朽化した危険建物の解体撤去により、景観や環境の保全とともに住民が安全安心に暮らすことができる生活環境の確保を図る。
- ⑬ 公共施設等、更新時期を迎えたものや、老朽対策が必要なものが数多く存在し、町民が安全安心して暮らすことができる生活環境の確保のため、計画的に維持補修を進める。
- ⑭ 老朽化が進んでいる公園施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。
- ⑮ 市街地の幹線道路への植栽や花壇づくり等の活動を通じて、住民と協働による緑の景観づくりに努める。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的 発展 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生 活 環 境 の 整 備	(1)水道施設			
	上水道	中空知広域水道企業団負担金	企業団	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業 汚水管新設	町	
	地域し尿処理施設	個別排水処理施設整備事業 合併処理浄化槽 10基	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	中・北空知廃棄物処理広域連合負担金	連合	
		砂川地区保健衛生組合負担金 (大規模改修工事負担金)	組合	
		一般廃棄物最終処分場更新事業	町	
	し尿処理施設	石狩川流域下水道組合負担金 (し尿処理施設運営負担)	組合	
	(5)消防施設	消防車両整備事業 消防車両整備事業負担金	組合	
		消火栓更新事業	組合	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業 防水改修 4棟 外部改修 3棟 屋根塗装 5棟	町	
		既存公営住宅耐力度調査	町	
		公営住宅除却事業 既設住宅除却 19棟	町	
		公営住宅等長寿命化計画見直し事業	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	基金積立	公共施設維持補修解体事業（基金事業） 更新時期を迎えたものや、老朽化したものなど、維持補修を行うとともに、老朽化した危険建物を解体撤去し、住民が安全安心に暮らすことができる生活環境の確保を図るために本事業の積み立てを実施する。 本事業の実施期間は令和3年度から令和7年度までとし、令和3年度以降に発生した公共施設等の維持補修で活用する。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られるとともに、危険建物の解体撤去により、安全安心な生活環境の整備が図られる。
		その他	公園施設維持補修事業 老朽化が進んでいる公園施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に係る事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

核家族化や就労家庭の増加、情報の氾濫など、親子を取り巻く環境の大きな変化に伴い、育児不安を持つ保護者の増加に対応するため、妊娠、出産、育児に関わる一貫した母子保健サービス、子どもの居場所づくりや地域との交流の充実など、子どもや保護者が共に健康で、健全な育児ができる環境が必要となっている。

地域や家庭で安心して生み育てる環境をつくるため、子どもの医療費や認定こども園保育料などの負担軽減、延長保育や一時保育の体制強化、近隣市町村との広域入所、学童保育、児童館など、切れ目のないサービスを提供しているが、今後においても、多様化する保護者ニーズに応え、安心して子育てができる環境づくりが必要となっている。

②高齢者福祉

本町の高齢者比率は40%を超え、超高齢社会を迎え各々の価値基準に応じたサービス等への欲求が高まり、加えて、後期高齢者の占める割合が高くなっていることから、寝たきり、認知症を含む介護が必要な高齢者の増加が予測される。高齢化や核家族化の進行に伴う「老々介護」、「認認介護」、「複数の介護を担うダブル介護」問題等、家族介護力の低下を始め、生活習慣病や認知症、要支援、要介護者の増加など、高齢化に伴う課題が深刻化している。生活習慣病予防や健康づくり対策、介護予防対策を強化し、健康寿命の延伸を図ることが必要となっている。

高齢化とともに高齢者単身世帯や夫婦世帯が増加する中、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち安心して住み続けることができるよう、住宅の確保をはじめ施設や在宅でのサービス、介護予防事業等の充実が必要となっているほか、町民や地域、行政、関係機関等が一体となり、共に支え合う地域づくりが必要となっている。

また、高齢者の生きがいづくりや培った能力を活かし、社会参加や就労の場を展開することが必要となっている。

③障がい福祉

近年は、障がいのある人の高齢化や重度化傾向が進み、ノーマライゼーションの考え方を浸透させるために、地域社会全体の深い理解と援助、さらには公共施設のバリアフリー化を充実していくことが必要となっている。

また、障がいのある人自らがサービス提供者と契約する形が進められているが、施設や事業者あるいは地域により、提供するサービスが限られていることから、障がいのある人の幅広いニーズに対応した制度の運用や健康増進、社会参加機会の増進を図る必要がある。

④保健事業

生活環境やライフスタイルの変化、保健・医療に関する情報化の進展により、住民の健康に対する関心が高まっている。本町では、地元医歯会及び砂川市立病院の協力のもと、保健・医療・福祉・介護が一体となった包括的なサービスを提供し、疾病の予防、早期発見、早期治療の体制の確立に努めてきた。今後においても健康増進対策の強化をはじめ、妊娠・出産を希望する方への支援など、多様化する住民ニーズへの施策展開が求められている。関係機関の連携体制をより一層深め、質の高いサービスの提供や健康づくりに関わる人材を育成しながら、住民主体の健康づくり活動を進める必要がある。

また、町民の健康づくりの中核施設である保健センターにおいては、老朽化が進み、施設の大規模改修や利用者の利便性を考慮したバリアフリー化などの対策が必要である。

(2) その対策（整備目標）

- ① 町立国民健康保険病院内に整備したサービス付き高齢者向け住宅を活用し、高齢者単身世帯や夫婦世帯の住居や健康など生活に対する不安を解消し、安心して住み続けることができる生活環境を構築する。
- ② 在宅での介護や介護保険、高齢者の生活の不安、介護予防及び介護支援など総合的な相談を実施するほか、権利擁護の推進に努める。
- ③ 認知症の方やその家族を支える体制を地域全体で考える重要性の啓発をするとともに、身近な支え合い支援として見守り支援等取り組みを強化する。
- ④ 高齢者世帯の食生活の安定を図る在宅給食サービス事業、高齢者の生きがい対策事業、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業、緊急通報システム等の充実を図るとともに健康教育や健康相談等の高齢者施策を充実する。
要援護高齢者や障がいのある人の世帯への間口除雪サービスにより、冬期間においても安全安心な生活環境の推進を図る。
- ⑤ 高齢者等支え愛条例に基づき、支援が必要な人の情報を地域や社会福祉協議会と共有し、地域コミュニティの醸成や安心して暮らせる地域づくりを推進する。
- ⑥ 地域住民や関係団体と連携を図り、見守り体制や活動を充実する。
- ⑦ 施設サービスの充実を図るため、設備の更新を計画的に実施する。
- ⑧ 高齢者自らが生きがいを持ち、社会参加できる環境づくりとして、生涯学習のあり方の検討、スポーツやレクリエーション、ボランティア団体・シルバーセンターなどへの参加を推進する。
- ⑨ おもいやりの障がい福祉条例の基本理念のもと、障がいのある人を雇用する企業に対し助成を行い、障がいのある人の社会参加や就労支援を図るほか、地域全体で障がいへの理解を深める活動を推進する。
- ⑩ 相談支援従事者の養成や相談体制の充実を図り、より質の高いサービスを提供するとともに障がいのある人の生活を支援するため、日常生活用具や補装具の支給・貸与を実施する。
- ⑪ 不妊治療に対する支援により、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図る。
- ⑫ 妊婦一般健康診査費用助成等により妊婦の健康管理を実施するほか、妊娠前からの健康教育や健康相談、栄養相談、訪問指導を実施する。

- ⑬ 子育てに関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握し相談支援を行うため、乳幼児全戸家庭訪問事業を実施する。
- ⑭ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、育児までの相談・支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを行う。
- ⑮ 0歳児から18歳までの子どもに対する医療費助成により、安心して子育てできる環境づくりを図る。
- ⑯ 認定こども園において、英語・運動・食育など特色ある保育・教育を行うとともに近隣市町との保育所の広域入所など、就労家庭等への保育支援を実施する。
- ⑰ 認定こども園保育料は、3歳未満児の保育料を国の基準単価の10%～20%減額を行っていくほか、第3子以降の保育料を無料とする。
- ⑱ 障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための相談及び療育支援を実施する。
- ⑲ 幼児期の健やかな心身の成長と発達を確認し、必要に応じた支援を行うため、5歳児健康相談を実施する。
- ⑳ 子育て支援センターにおいて、子育てへの不安や悩みに対する相談、援助等を実施するとともに、関係機関や地域と連携を図り、一体的な子育て支援を実施する。
- ㉑ 小中高生すこやか健診、保健指導など、子どもの健康状態を把握し、子どもや家庭、学校、地域全体で子どもの健康づくりを考え、町全体の健康レベルの向上を図る。
- ㉒ 乳幼児期からう歯を含む各種疾病予防や感染症予防のため、任意予防接種を含めた個別接種体制整備等の支援を行い、子育て環境の充実を図る。
- ㉓ 第3子以降の学童保育利用料を無料とし、子育て環境の充実を図る。
- ㉔ 子どもや保護者同士が気軽に交流や相談ができるよう、子育て支援センターやみなクルを活用した事業を行うとともに情報提供の充実を図る。
- ㉕ 児童館はいずれも耐用年数を経過しており、適正な維持管理を行いながら、集約化・複合化の検討を進める。
- ㉖ 町民の健康づくりへの正しい理解と自己管理意識の高揚に向け、講演会、研修会等を開催するとともに、食生活改善推進協議会などの地区組織や町民と連携し、健康づくり活動及び介護予防を推進する。
- ㉗ 生活習慣病予防と疾患の重症化予防の取り組みを推進するほか、生活習慣病や疾病の早期発見を図るため、特定健康診査やがん検診等の受診勧奨と事後指導を実施する。
- ㉘ 高齢者に対する各種予防接種を実施する。
- ㉙ 保健センター及び子育て支援センターについては、利用者の利便性を考慮し、効率的かつ機能的に運営していくため役場新庁舎と複合した施設として建設を進める。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設				
	児童館	児童館運営事業 適正な維持管理を行いながら、集約化・複合化の検討を進める。	町		
	(2)認定こども園	子育て支援施設運営事業 (認定こども園・子育て支援センター)	町		
	(3)高齢者福祉施設				
	その他	サービス付き高齢者向け住宅運営事業	町		
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター・ 子育て支援センター建設事業	町		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	子ども医療費扶助事業 0歳児から18歳までの子どもに対する医療費助成により、安心して子育てができる環境づくりを図る。	町	医療費の助成により、安心して子育てができる環境が形成される。
		健康づくり	小児期からの生活習慣病予防事業 小中高生すこやか健診、保健指導など子どもの健康状態を把握し、子どもや家庭、学校、地域全体で子どもの健康づくりを考え、町全体の健康レベルの向上を図る。	町	小児期から健康状態を把握することにより、町全体の継続した健康レベルの向上が図られる。
		健康づくり	一般成人病予防事業 がん検診、相談業務、講演会等、成人及び高齢者の保健の向上や、町民の健康の保持増進を図る。	町	当該予防事業により、町民の保健の向上や健康の保持増進が図られる。
		高齢者・障がい者福祉	障がい福祉就労・自立支援補助金事業 障がいのある人を雇用する企業に対し助成を行い、障がいのある人の社会参加や就労支援を図る。	町	当該補助事業により、障がいのある人の持続的な社会参加や就労支援が図られる。
高齢者・障がい者福祉		間口除雪サービス事業 要援護高齢者や障がいのある人の世帯への間口除雪サービスにより、冬期間においても安全安心な生活環境づくりを図る。	町	高齢者等の除雪支援サービスにより、持続的に居住するための生活環境づくりを図る。	
その他		不妊治療費負担軽減事業 不妊治療に対する支援により、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図る。	町	安心して子どもを生み育てる環境の充実が図られる。	

6 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	母子保健事業 妊婦健診・保健指導、乳幼児健診、予防接種費用助成、訪問事業5歳児健康相談等	町	
		医療費助成事業 重度心身障がい者、ひとり親医療費助成等	町	
		保育所広域入所事業 6市5町	町	
		学童保育事業 第3子以降の負担軽減	町	
		障がい児通所支援事業	町	
		子ども・子育て支援事業計画策定	町	
		障がい者地域活動支援センター支援事業 地域活動支援センター運営補助	町	
		疾病予防・健康診査事業	町	
		地域包括支援センター運営事業 各種相談、指導等	町	
		介護予防事業 特定高齢者把握事業 筋力トレーニング、健康教育・相談事業等	町	
		高齢者支援事業 小地域ネットワーク、給食サービス 老人クラブ運営事業等	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に係る事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

町立国保病院では、地元診療所の医師との連携による開放型病院として、ベッドや医療機器など医療資源の共同利用を進め、さらには、老人保健施設、特別養護老人ホームにおいても地元診療所の医師と連携した「かかりつけ医」制度を推進するとともに保健・医療・福祉・介護が一体となった包括的地域ケアシステムを構築し、安心してサービスが受けられる環境づくりを推進している。

また、砂川市立病院との医療連携協定による自治体病院の再編・ネットワーク化を推進するとともに、医療資源の有効活用により、安定的・継続的な医療供給体制の確保に努めている。

今後においても、地域医療体制の充実を図りながら、町立国保病院を中心とした保健・医療・福祉・介護の一体的な取り組みと経営の健全化を図っていく必要がある。

(2) その対策（整備目標）

- ① 町立国保病院と奈井江医歯会との病診連携、砂川市立病院との病病連携による高次医療との繋がりを深め、地域医療体制の充実を図る。地域住民が安心し、満足できる医療の実現のため、町立国保病院、奈井江医歯会、砂川市立病院それぞれの役割、機能分担を明確にしなが、在宅医療を含めた地域全体における医療体制の整備を進める。
- ② 医療情報システムの運用により、患者サービスの向上に努める。
- ③ 地域医療を支える医師の確保に努め、診療体制の充実を図る。
- ④ 保健、医療、福祉・介護の各分野の連携を密にし、病気の治療を中心とする医療から、疾病の予防や健康づくりを重視し、治療後の指導、リハビリテーションに至る医療供給体制の充実を図る。
- ⑤ 医療サービスの向上と町民の健康を維持するため、医療機器や施設の計画的な整備を進める。
- ⑥ 2次医療圏域における自治体病院とのネットワーク整備による医療情報の共有など、患者サービス向上の取り組みを推進する。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(4)その他	病院医療機器整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に関する事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

ア. 義務教育

少子化の進行により児童生徒が減少する中、小学校の統合や施設改修などを行い、教育環境の充実に努めてきた。児童生徒数は小学校で182人、中学校で91人（令和3年4月1日現在）となっており、年々減少する傾向にあるが老朽化する施設やICT教育の環境整備を計画的に進めることが必要である。また、当町児童生徒の現状を踏まえ「生きる力」を育むためには、「自立の力」を高めることが課題となっている。

生活習慣や家庭学習の定着など、家庭に対し積極的な働きかけを行うとともに、家庭、地域、学校、教育委員会が連携を図り、それぞれの役割を果たしながら学校教育を推進する必要がある。

イ. 高等教育

高等教育機関である道立奈井江商業高等学校は、商業科と情報処理科が1間口ずつであったが、生徒数の減少から平成27年に情報処理科の1間口となった。

生徒たちの多くは町外からの入学者であるが、小中学校の児童生徒のリーダー役を担い、地域活動やまちづくりへの参加など、まちづくりのパートナーとして大切な役割を果たしており、町においても、生徒たちが希望する進路の実現に向け、様々な支援を行っている。

社会構造が多様に変化する中、将来を担う人材育成においては、様々な活動で自己研鑽と切磋琢磨できる環境が必要であるが、入学者が減少し生徒確保が課題となっている。

地域や地元小中学校、行政、関係機関が連携を深め、特色と魅力ある学校づくりを支援する必要がある。

② 社会教育

子どもや青少年の健全な育成を推進するため、「子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもが有する権利の啓発や、まちづくりのパートナーである子どもたちの意見を尊重した「まちづくり」に努めることが必要となっている。

多くの町民が、学びや芸術、文化の活動を通じ生きがいをづくりに取り組んでいるが、高齢化により活動の縮減や停滞が生じており、課題となっている。

町民一人ひとりが生涯に亘り生き生きと暮らせる学びや芸術、文化の機会の創設支援や学べる場の確保に努めることが必要である。

③ 社会体育

子どもたちの活動では、これまで任意団体の取組みから少年団活動に発展する団体が生まれ充実に繋がっているが、高齢者の活動では高齢化により活動の縮減や停滞が生じており、課題となっている。

幅広い年代でスポーツ活動を通じた心身の健康づくりを推進するため、活動の機会創設への支援や老朽化した施設の改修により安心して活動できる場所の確保が必要となっている。

(2) その対策（整備目標）

- ① 「創造性」や「自律性」の育みと、町民が生涯に亘り生き生きと暮らしていくため、教育ビジョンの推進を図る。
- ② 子どもの健全な育成と個性に適した教育環境を提供するため、各種相談や必要な支援を行う。
- ③ 老朽化した小中学校の施設や設備改修により、安全・安心な教育環境を整備する。
- ④ ICT教育の推進や学習環境の充実に向け、学校教材や備品の更新を計画的に行う。
- ⑤ 学校教育では、同一学級内で習熟の程度に応じた学習を行うため、複数の教員が協力して指導を実施する。
- ⑥ 児童生徒の基礎基本の定着や学力の習熟向上を図るため、町独自で期限付教諭を採用し小学校の全学年で35人学級を実施するほか、漢字や英語検定の費用助成を行う。
- ⑦ 「豊かな心」を育むため、小学校では芸術鑑賞会、中学校では文化ホールを利用したクラシック音楽鑑賞事業を実施する。
- ⑧ 小中学校への英語指導助手配置により、児童生徒の語学力向上や異文化を学び国際性を身につける教育を推進する。
- ⑨ 児童の学ぶ意欲の向上や家庭学習、基礎基本の定着を図るため、学校と連携した公設塾を実施する。
- ⑩ 食と農の大切さを学ぶため、小学校で体験農園事業を実施する。
- ⑪ 多子世帯に対する経済支援として、第2子以降の学校給食費助成を実施する。
- ⑫ 給食調理や配送業務など他市町と連携した給食業務を実施するほか、地元食材の活用に努めながら安全安心な給食を提供する。
- ⑬ 奈井江商業高校に通う生徒が希望する進路実現を叶えるために、教育活動の充実を図るとともに地元小中学校や地域、関係機関等が連携して取り組む魅力ある学校づくりに支援を行う。
- ⑭ 子どもの権利に関する条例に基づいた人権教育を推進し、子どもたちの社会参加を促進する。
- ⑮ 町民一人ひとりが生涯にわたって生きがいとゆとりを持ち、心豊かな生活を築くために、芸術や文化活動への情報提供や支援を行い生涯学習事業の推進を図る。
- ⑯ スポーツやレクリエーションを通じ、誰もが健康で生き生きと暮らせるよう、町民や団体の活動を支援する。
- ⑰ 老朽化が進んでいる公民館や体育施設等の機能改善や大規模改修、維持補修を行い、施設の長寿命化や町民が安全に活動できる環境を整備する。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教 育 の 振 興	(1)学校教育関連 施設				
	校舎	奈井江小学校ダムウォーター改修	町		
	(3)集会施設、 体育施設等				
	公民館	耐震補強設計	町		
	集会施設	文化ホール調光装置LED化事業 (調光設備・ホール内照明LED化)	町		
	体育施設	体育館大規模改修事業(屋上防水・外壁改修・アリーナ床改修・照明設備LED化)	町		
		町民プール大規模改修事業実施設計	町		
		本町公園野球場照明設備撤去事業	町		
	(4) 過疎 地域持続 的発展特 別事業	義務教育	小中学校教育支援事業 町独自の期限付き教諭の採用により小学校の全学年で35人学級を実施するほか、小学生3年生から6年生を対象とした公設塾の実施、漢字・英語の検定費用助成を行い、学習意欲の向上や基礎基本の定着を図る。 「豊かな心と健やかな体」を育むため、小学校の芸術鑑賞会に加え中学校ではクラシック音楽の鑑賞など、本町の特色を生かした教育を進める。	町	当該支援事業により、基礎学力の定着や本町の特色を生かした教育の推進が図られる。
		高等教育	奈井江商業高等学校入学・活性化支援事業 生徒が希望する進路実現のための教育活動の充実を図るとともに、地元小中学校や地域、関係機関等が連携して取り組む魅力ある学校づくりへの支援を行う。	町	当該支援事業により、持続的な教育活動の充実が図られる。
		その他	学校給食負担金事業 給食調理等業務は砂川市と、配送業務は経路が同一な浦臼町と連携して行い、効率的で持続可能な給食事業を実施する。	町	広域的な連携業務により、持続安定的な給食の提供が図られる。
		その他	給食費扶助事業 多子世帯への経済支援として、第2子以降の給食費扶助を行う。	町	当該扶助事業により、多子世帯への安心した教育環境の提供が図られる。
		その他	公共施設維持補修事業 老朽化が進んでいる文化施設や体育施設等の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。

持続的 発展施 策区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(5)その他	特別支援教育支援員事業 特別支援教育支援員4名	町	
		英語指導助手招致事業 英語指導助手2名	町	
		小中学校教育環境整備事業 学校教材・部活動備品・タブレット等 ICT 環境整備	町	
		文化ホール自主事業 コンサート開演等	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に関係する事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、人口減少や少子高齢化などの社会変化に伴い、地域住民のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退が課題となっている。

また、コミュニティ会館など、自主的な活動の場として各地域が管理運営を行っているが、施設の老朽化による補修費用が地域の負担増となることが懸念されている。

そのため、地域コミュニティの拠点施設であり、災害発生時における地域の安全安心の確保に重要な役割を果たしてきた当該施設の継続的な活用を図るため、町による管理運営及び維持補修費用等の一部負担により、地域の負担を軽減するとともに、コミュニティ活動の推進と施設の自主的な管理運営への取り組みを推進する必要がある。

(2) その対策（整備目標）

①地域コミュニティ活動の推進を図るため、建物の維持管理や整備等に対する一部補助を行う。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業	集落 整備	行政区等会館管理補助金事業 地域コミュニティ活動の推進を図るため、建物の維持管理や整備等に対する一部助成を行う。	町	当該補助事業により、持続した地域コミュニティ活動の推進が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に関係する事業は、過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 国際交流

当町では、平成7年に「フィンランド共和国・ハウスヤルビ町」との友好都市提携を行い、両町の住民がお互いの町を訪問しながら、地域の福祉や教育、文化、まちづくりなど様々な分野において交流を深めてきた。より国際化が進展する中、今後においても国際感覚を持った人材の育成に向けて、幅広い分野での交流を進めることが必要となっている。

② 地域の活性化

少子高齢化と人口減少の進行とともに地域コミュニティが疲弊しており、まちの中心部に交流の拠点施設「交流プラザみなクル」を整備し、町民同士の多世代交流を始め、高齢者や障がいのある人の生活支援、社会参加などを推進してきた。また、運営や事業実施においては、農業・商業・工業、社会福祉協議会、町が連携を図り推進しているほか、北翔大学と包括連携協定により、事業運営の協力を始め町民と学生との交流が図られるよう取り組んでいる。また、「交流プラザみなクル」に隣接する農協店舗内に整備された多機能型交流施設を活用し、農協・商工会・町が連携を図り、生活支援をはじめ商店街活性化などの事業を推進している。

今後においても、関係機関や団体との連携を深めるとともに中心市街地に整備された施設を一体的に活用しながら、地域コミュニティの充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策（整備目標）

- ① ハウスヤルビ町との国際交流事業を継続し、地方自治・教育・文化・産業・経済面など幅広い分野における当町独自の交流を進める。また、小・中学生、高校生の派遣、交流を進め、将来に向けて国際感覚を持った人材の育成を図る。
- ② 「交流プラザみなクル」において、農商工連携による町の活性化や子どもからお年寄りまでの多世代交流、高齢者や障がいのある人への生活支援や社会参加など、町民ニーズに応えた施設運営を行う。
- ③ 文化施設や交流施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区 分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
10 地 域 文 化 の 振 興 等	(1)地域文化振興 施設等				
	その他		交流プラザみなクル運営事業	町	
			中心市街地交流活性化推進事業	町	
	(2) 過疎 地域持続 的発展特 別事業	地域 文化振興	文化施設等維持補修事業 文化施設や交流施設の改修や維持補修 を実施し、施設の長寿命化や安全安心 な利用を図る。	町	維持補修事業によ り、施設の安定し た利用と長寿命化 が図られる。
	(3)そ の 他		国際交流事業 訪問団受入・派遣	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

(3) 計画の掲載事業のうち、公共施設等の整備に関する事業は、過疎地域持続的発展計
画と公共施設等総合管理計画との整合を図りながら実施する。

1 2. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 行財政改革の推進

本町では、少子高齢化や長引く景気低迷等を背景とした、町税や地方交付税の減少等に対応するため、行政組織の再編、事務事業等の見直し、公共施設使用料の見直し等の行財政改革に積極的に取り組んできた。

今後においても、これまで取り組んできた行政改革の成果を踏まえ、財政規律を堅持しつつ、更なる行財政改革を進める必要がある。

② 広域行政の推進

効率的な行政運営と行政コストを削減するためには、近隣市町村との事務の広域化を図ることが必要不可欠であることから、本町では、現在、9つの一部事務組合及び広域連合に加入している。

今後も引き続き近隣市町村との連携を強化するとともに、地方分権や国の構造改革が進む中で、町民サービスの充実と行財政運営の機能を強化するため、新たな視点に立った自治体間連携を検討する必要がある。

(2) その対策（整備目標）

- ① 自主財源である町税や使用料等の収納の強化を図るとともに、町税の税率や使用料等の受益者負担額についても必要な見直しを進める。
- ② 住民との協議を行いながら、住民サービスや各種事務事業の効率的な実施を推進する。
- ③ 民間活力を活かした公共施設の効率的な管理運営を推進するため、指定管理者制度等の積極的な導入を図る。
- ④ 近隣市町村との広域行政を推進するため、広域連合や一部事務組合制度の積極的な活用を図るとともに、新たな視点に立った自治体間連携を検討する。

(3) 計画

(令和3年度～令和7年度)

持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に 関 し 必 要 な 事 項	行財政改革の推進	指定管理者制度の実施 7施設	町	
	広域行政の推進	砂川地区保健衛生組合負担金 ごみ処理施設管理運営	組合	
		中空知広域市町村圏組合負担金 広域観光、地場産業振興事業等	組合	
		砂川地区広域消防組合負担金 消防業務	組合	
		石狩川流域下水道組合負担金 公共流域水質保全、流域下水道事業 し尿処理施設管理運営	組合	
		空知中部広域連合負担金 介護保険事業、国保事業	連合	

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住 定住促進対策事業 移住体験をはじめ、戸建住宅の建築や賃貸住宅の家賃助成、住宅改修などへの支援を実施し、人口の流出抑制や移住人口の増加など定住促進を図る。	町	各種支援事業により、人口の流出や移住人口の増加等の定住促進が図られる。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業 産地ブランド化支援事業 道産米の優良品種である「ゆめぴりか」の安定生産と低タンパク米の生産を支援し、ブランド産地として競争力の向上を図る。	町	支援事業により、主力農産物の、ブランド産地競争力の向上が図られる。
		第1次産業 スマート農業推進事業 RTK基地局の利用普及や農薬散布用ドローンの活用促進を支援し、労働力不足の解消を図る。	町	スマート農業推進支援により、農業労働力不足の解消が図られる。
		第1次産業 中心経営体農地集積促進事業 農業生産法人や営農集団の育成を図るとともに認定農業者など中核的担い手への農地利用集積を進める。	町	農業者支援により、安定した担い手確保が図られる。
		観光 観光施設維持補修事業 老朽化が進んでいる観光施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。
		その他 排水機場維持補修事業 老朽化が進んでいる排水機場の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化と防災機能の維持を図る。	町	維持補修事業により、施設の長寿命化と防災機能の維持が図られる。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	交通施設維持 町道維持補修事業 町道の改修や維持補修を実施し、道路の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、道路の安全な利用と長寿命化が図られる。
		交通施設維持 雪処理施設維持補修事業 雪処理施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。

		公共交通	地域公共交通維持改善事業 住民の高齢化が進む中、利便性を高めながら町内全域を対象とした地域公共交通の運行を行い、地域住民の生活交通手段確保を図る。	町	地域公共交通の運行により、地域住民の安定した生活交通手段の確保が図られる。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	基金積立	公共施設維持補修解体事業（基金事業） 更新時期を迎えたものや、老朽化したものなど、維持補修を行うとともに、老朽化した危険建物を解体撤去し、住民が安全安心に暮らすことができる生活環境の確保を図るために本事業の積み立てを実施する。本事業の実施期間は令和3年度から令和7年度までとし、令和3年度以降に発生した公共施設等の維持補修で活用する。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られるとともに、危険建物の解体撤去により、安全安心な生活環境の整備が図られる。
		その他	公園施設維持補修事業 老朽化が進んでいる公園施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	子ども医療費扶助事業 0歳児から18歳までの子どもに対する医療費助成により、安心して子育てができる環境づくりを図る。	町	医療費の助成により、安心して子育てができる環境が形成される。
		健康づくり	小児期からの生活習慣病予防事業 小中高生すこやか健診、保健指導など 子どもの健康状態を把握し、子どもや家庭、学校、地域全体で子どもの健康づくりを考え、町全体の健康レベルの向上を図る。	町	小児期から健康状態を把握することにより、町全体の継続した健康レベルの向上が図られる。
		健康づくり	一般成人病予防事業 がん検診、相談業務、講演会等 成人及び高齢者の保健の向上や、町民の健康の保持増進を図る。	町	当該予防事業により、町民の保健の向上や健康の保持増進が図られる。
		高齢者・障がい者福祉	障がい福祉就労・自立支援補助金事業 障がいのある人を雇用する企業に対し助成を行い、障がいのある人の社会参加や就労支援を図る。	町	当該補助事業により、障がいのある人の持続的な社会参加や就労支援が図られる。
		高齢者・障がい者福祉	間口除雪サービス事業 要援護高齢者や障がいのある人の世帯への間口除雪サービスにより、冬期間においても安全安心な生活環境づくりを図る。	町	高齢者等の除雪支援サービスにより、持続的に居住するための生活環境づくりを図る。

		その他	不妊治療費負担軽減事業 不妊治療に対する支援により、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図る。	町	安心して子どもを産み育てる環境の充実が図られる。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	小中学校教育支援事業 町独自の期限付き教諭の採用により小学校の全学年で35人学級を実施するほか、小学生放課後学習指導や中学生の公設塾、漢字・英語の検定費用助成を行い、基礎基本の定着や学力の習熟を図る。「豊かな心と健やかな体」を育むため、小学校の芸術鑑賞会に加え中学校ではクラシック音楽の鑑賞など、本町の特色を生かした教育を進める。	町	当該支援事業により、基礎学力の定着や本町の特色を生かした教育の推進が図られる。
		高等教育	奈井江商業高等学校入学・活性化支援事業 生徒が希望する進路実現のための教育活動の充実を図るとともに、地元小中学校や地域、関係機関等が連携して取り組む魅力ある学校づくりへの支援を行う。	町	当該支援事業により、持続的な教育活動の充実が図られる。
		その他	学校給食負担金事業 給食調理等業務は砂川市と、配送業務は経路が同一な浦臼町と連携して行い、効率的で持続可能な給食事業を実施する。	町	広域的な連携業務により、持続安定的な給食の提供が図られる。
		その他	給食費扶助事業 多子世帯への経済支援として、第2子以降の給食費扶助を行う。	町	当該扶助事業により、多子世帯へ安心した教育環境の提供が図られる。
		その他	公共施設維持補修事業 老朽化が進んでいる文化施設や体育施設等の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	行政区等会館管理補助金事業 地域コミュニティ活動の推進を図るため、建物の維持管理や整備等に対する一部助成を行う。	町	当該補助事業により、持続した地域コミュニティ活動の推進が図られる。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	文化施設等維持補修事業 文化施設や交流施設の改修や維持補修を実施し、施設の長寿命化や安全安心な利用を図る。	町	維持補修事業により、施設の安定した利用と長寿命化が図られる。